



令和元年度

## 編入学のしおり



ローマ日本人学校    SCUOLA GIAPPONESE DI ROMA

Via Della Casetta Mattei 104、 00148、 Roma ITALIA

TEL    06-65670219

E-mail    info@scuolagiapponeseroma.it

H P    <http://www.scuolagiapponeseroma.it>

## 1 本校の概要

本校は、文部科学省の学習指導要領に準拠した教育課程を編成し、小規模校の特色を生かした個に応じたきめ細かな指導をしている。さらにイタリアの文化・社会にふれることを通して、国際色豊かな児童生徒の育成をめざしている。

### (1) 学校教育目標

「豊かな人間性を持ち、たくましく国際社会に生きる日本人の育成」

### (2) めざす子ども像

- ① よく考え、真剣に学ぶ子
- ② 礼儀正しく、明るく思いやりのある子
- ③ 健康でたくましい子
- ④ 世界に目をひらく子

### (3) 本校の特色

- ① 個に応じたきめ細やかな教育の推進
- ② イタリア・ローマの地を生かした学習の推進
- ③ 家庭・地域社会との連携
- ④ 補習校・幼稚園との連携

### (4) 学級編制

(平成31年4月10日推計)

学部	小学部						中学部			計
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	9学級
人数	3	3	2	2	2	2	2	2	1	19人

### (5) 学期

3学期制とする。

### (6) 休業日

- ・土曜日及び日曜日
- ・6月29日(ローマ守護聖人の日)を含むイタリアの祝祭日
- ・夏季休業、冬季休業、春季休業

### (7) 教職員

- ・文部科学省派遣教員 8名
- ・現地採用非常勤講師 3名
- ・現地採用事務職員 2名
- ・現地採用校務員 1名

## (8) 教育課程

日本と同じ教科・領域	ローマ日本人学校の特色ある教科・領域
国語、社会、算数・数学、理科 音楽、図工・美術、体育・保健体育 生活（小1・2年）、家庭（小5・6年） 外国語（小5・6年、中学部） 技術・家庭（中学部） 学級活動、道徳	総合的な学習の時間〔ローマの時間〕 外国語活動〔英語〕（小3・4年） 英会話（小1～中3） イタリア語（小1～中3）

## (9) 校時表

小学部		校 時	中学部	
8:10		バス到着		8:10
8:20	10分	朝読書	10分	8:20
8:30				8:30
8:30	10分	朝の会	10分	8:30
8:40				8:40
8:40	45分	1校時	50分	8:40
9:25				9:30
9:35	45分	2校時	50分	9:35
10:20				10:25
10:20	20分	中休み	15分	10:25
10:40				10:40
10:40	45分	3校時	50分	10:40
11:25				11:30
11:35	45分	4校時	50分	11:35
12:20				12:25
12:20	45分	昼食 昼休み	40分	12:25
13:05				13:05
13:05	45分	5校時	50分	13:05
13:50				13:55
14:00	45分	6校時	50分	14:00
14:45				14:50
14:45	15分	帰りの会	10分	14:50
15:00				15:00
15:00		委員会 課外活動		15:00
15:30				15:30
15:50		バス発車		15:50

(10) ローマ日本人学校の主な行事（令和元年度予定）

4月	着任式・始業式・入学式、身体測定、写生会 土曜参観・学校懇談会・学級懇談会・保護者総会、避難訓練
5月	避難訓練、中間テスト（中学部）、健康診断、歯科検診、運動会
6月	体験入学①、水泳実習、保護者引渡し訓練
7月	期末テスト（中学部） 個別懇談、終業式 体験学習 小1・2年……日帰り 小3・4年……1泊2日 小5～中3年……2泊3日
9月	始業式、体験入学②、身体測定、避難訓練、授業参観
10月	中間テスト（中学部）、学習発表会
11月	一日授業参観、期末テスト（中3）、国際交流、もちつき会
12月	期末テスト（中1・2）、持久走記録会、個別懇談、CRT学力検査、終業式
1月	始業式、身体測定、避難訓練
2月	授業参観、学校懇談会、保護者総会、芸術鑑賞会、入学説明会、期末テスト（中学部）
3月	個別懇談、卒業式・修了式・離任式

## 2 編入学事務

(1) 転出校における書類の受け取り

現在通っている日本の小・中学校から次の書類を受け取ってきてください。

- ① 在籍証明書
- ② 指導要録の写し(在籍・指導)
- ③ 健康診断票
- ④ 歯の検査票
- ⑤ 教科用図書給与証明書

(2) 教科書の受領

海外子女教育振興財団で平成31年度用の教科書をもって来てください。

※ 海外子女教育振興財団

住 所 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

T E L +81-03-4330-1349

F A X +81-03-4330-1355

Eメール g-kaigail@joes.or.jp

(3) 編入学に必要な書類 ※用紙はすべて学校からお渡しします。

- ① 入学申込書
- ② 家庭環境調査票
- ③ 健康調査票
- ④ A G I S (日本人学校教育協会) 入会申込書
- ⑤ 予防接種申告書
- ⑥ その他、身分証明種の作成等

(4) 入学金・授業料等の納入

① 種類

- ア 入学金 750 ユーロ (入学時)
- イ 授業料 小学部 7,315 ユーロ (年額)  
                  中学部 7,513 ユーロ (年額)
- ウ 施設維持費 150 ユーロ (年度初め)
- エ 安全管理費 (警備費) ……………学期ごとの支払い
- オ 調理・体験学習等の費用……………随時

② 納入先

- ア 振込み先銀行 BANCO BPM
- イ 銀行住所 Via Vittorio Veneto、 1 00187 Roma
- ウ 口座名 ASSOCIAZIONE GIAPPONESE PER L' ISTRUZIONE SCOLASTICA
- エ 口座番号 50140
- オ I B A N IT19R0503403266000000050140
- カ B I C BAPPTTIT21G14

③ 授業料支払い区分

一括、または1年を3期に分けてお支払いをお願いします。

(第1期……1学期、第2期……2学期、第3期……3学期)

	小学部	中学部
年 額	7, 3 1 5 ユーロ	7, 5 1 3 ユーロ
1 学期	2, 6 6 0 ユーロ	2, 7 3 2 ユーロ
2 学期	2, 6 6 0 ユーロ	2, 7 3 2 ユーロ
3 学期	1, 9 9 5 ユーロ	2, 0 4 9 ユーロ

### 3 編入学に必要なもの

(1) ノートについて

赴任される年数に相当する学年のノートを、年間2～3冊程度ご持参下さい。小学校4年生以上は、イタリアで購入できるノートで十分です。ただし、縦書きのノートは購入できませんので国語用に何冊かご持参下さい。なお、マス目や方眼は参考ですので個に応じて選択して下さい。現在通学している学校で使用しているノートでも構いません。

(2) 各自で用意していただくもの

		国語ノート	漢字練習帳	算数・数学 ノート	社会 ノート	理科 ノート	音楽	イタリア 語	英会話	英語活動	その他
小学部	1年	8マス 1冊 →2冊目から 10マス	通年 50字	横12×縦7マス →2冊目から 横10×縦14マス			音楽用 楽譜をはさむファイルまたはA4サイズのノート	イタリアで売られているA4サイズのノート			クレヨン 鍵盤ハーモニカ(手提げ袋) 体育用帽子(できれば赤白) 30cmのものさし (2年生)
	2年	10マス 1冊 →2冊目から 12マス	50字 1冊 →2冊目から 84字	横10×縦14マス →2冊目から 横13×縦17マス							
	3年	12マス 1冊 →2冊目～15マス	84字 1冊 →2冊目～100字	横13×縦17マス →2冊目から 5mmマス方眼							
	4年	18マス 1冊 →2冊目～12行	通年 104字 (100字)	5mm マス 方眼							
	5年	通年 15行	通年 104字 (100字)								
	6年	通年 17行	104字(100字) 1冊 →2冊目～120字								
中学部		A野大学ノート	通年 120～150字	A版マス目ノート	イタリアで販売のA4サイズ			英習野 10段	英習野 13段	アルトリコーダー ソプラノリコーダー(縦笛) 彫刻刀	

全学年共通の必要な学用品	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道具箱 (机の中に入る大きさのもの)</li> <li>・ 色鉛筆またはクーピー (12色)</li> <li>・ フェルトペン (書写用水性太字)</li> <li>・ お手紙入れ (A4サイズで開け閉めができるタイプ、ない場合はA4クリアファイルでも可)</li> <li>・ 水彩絵の具セット</li> <li>・ なわとびのなわ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふでばこ</li> <li>・ 油性名前ペン</li> <li>・ 体育用着替え (原則、上: 白地Tシャツ 下: 黒・紺系短パン)</li> <li>・ 水泳用具 (水着 バスタオル サンダル ゴーグル)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下敷き</li> <li>・ はさみ、のり</li> <li>・ 連絡帳</li> </ul>	

基本的にはどれもご家庭でご準備いただきますが、入手困難なときは学校にお知らせください。いくらか在庫があります。

**学用品以外に必要なもの**

- ・上履き（上履き入れ）
- ・弁当箱
- ・ランチョンマット
- ・歯磨きセット
- ・水筒
- ・雑巾（学期2枚程度）

#### 4 その他

(1) 保健関係

学校で、病気・事故等にあった場合、症状によってはお迎えをお願いしたり、救急病院へ運んだりすることがあります。その際、保護者に連絡が必要となりますので、緊急連絡先は常にはっきりさせ、変更の都度、必ず学校にお知らせ下さい。

救急病院      プロント・ソッコルソ

OSPEDALI S. CAMILLO-FORLANINI    Via Portuense 332    TEL 06-58704666

(2) 緊急時の避難場所

A地点：学校北隣のガソリンスタンド横の広場（カセッタマッテイ通り沿い）

(3) スクールバス

スクールバスは、保護者会が運営をしています。利用を希望されるご家庭は、保護者会のバス委員さんにお知らせください。

令和元年度バス担当幹事（バス申し込み、バスの運行等）      竹下 潤 氏

携帯電話                      +39 338 398 3400

電子メール                    [juntakeshita@gmail.com](mailto:juntakeshita@gmail.com)

## ローマ日本人学校運営規則

### 第1章 総則

#### 第1条

この学校はローマ日本人学校（以下「本校」という）と称し、所在地をローマ市内とする。

#### 第2条

本校は日本国政府の施策に沿い、ローマ日本人会が設立した日本人学校教育協会（以下「AGIS」という）により設置された在外教育施設であり、イタリア政府より認可された私立学校である。

#### 第3条

本校はローマ日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」という）により運営される。

#### 第4条

本校は主としてローマ市およびその周辺に在住する日本人子女を対象とし、日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領に基づいた教育を施すことを目的とする。

#### 第5条

本校は小学部及び中学部を設置し、それぞれの修業年限を6年及び3年とする。小学部第1学年は、満6歳に達した日の翌年度以降とする。

### 第2章 組織

#### 第6条

校長ならびに教頭は日本国文部科学大臣により本校校長及び教頭を委嘱された者がこれにあたる。

#### 第7条

本校の事務長は日本人会理事会で委嘱された者がこれにあたる。

#### 第8条

本校の職員は日本国政府より派遣された教員及び現地採用講師と事務長、事務職員及び校務員とする。

#### 第9条

教職員の職務は日本国学校教育法、その他の法令を準用する外、別に定める規定による。

### 第3章 教育課程

#### 第10条

本校は日本国文部科学省の定める小・中学校学習指導要領等に基づき教育課程を編成する。

#### 第11条

本校は教科・授業日数・授業時数を定め、運営委員会に届け出るものとする。校長は、遠足・修学旅行等校外でおこなう学校行事に関して事前に運営委員会に届け出るものとする。

### 第4章 学年・学期及び休業日

#### 第12条

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第13条

学年を次の3学期に分ける。



第1学期 4月1日～8月31日

第2学期 9月1日～12月31日

第3学期 1月1日～3月31日

#### 第14条

休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日・日曜日及び6月29日（ローマ守護聖人の日）を含むイタリアの法律で定められた祝祭日

- ・1月1日
- ・1月6日（主顕節）
- ・復活祭直後の月曜日
- ・4月25日（解放記念日）
- ・5月1日（メーデー）
- ・6月2日（共和国記念日）
- ・8月15日（聖母マリア被昇天の祝日）
- ・11月1日（諸聖人の祝日）
- ・12月8日（聖母無原罪の御やどりの日）
- ・12月25日（クリスマス）
- ・12月26日（聖ステファノーの祝日）

(2) 長期休業日

- ・春季休業日
- ・夏季休業日
- ・冬季休業日

#### 第15条

前条の定めにかかわらず必要のある時は、校長は運営委員会の承認を得て、休日に授業をおこない、また、臨時に休業することができる。但し、緊急の要のある場合の臨時休業等については、校長が決定し、事後、運営委員会に報告する。

#### 第16条（忌引日数）

児童生徒の忌引日数は、父母、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母、曾祖父母を対象とし、いずれの場合も7日以内とする。

なお、期間中の休日又は休業日を含むが、実際に要した往復の日数（旅行日）を加算する。

ただし、上記により難しい場合は、校長が別途定める。

### 第5章 入学・編入学・退学

#### 第17条

入学及び編入学を希望するものは、所定の書類を運営委員会委員長及び校長に提出する。

#### 第18条

保護者及び児童・生徒の住所に変更があったときには保護者は速やかに校長に届けるものとする。

#### 第19条

保護者は児童・生徒の一身上に重要な変更が生じたとき及び病気その他の理由により欠席するときは、保護者はその旨を校長に届け出るものとする。

#### 第20条

児童・生徒が退学しようとする場合は、保護者は事前に校長に届け出て、所定の手続きをとるものとする。

### 第6章 評価・修了及び卒業

#### 第21条

教諭は児童・生徒の成績を評価・評定し、校長の承認を受け、学期末毎に保護者に通知する。

## 第22条

校長は各学年の課程を修了した者には、修了証を授与する。小学部・中学部の最終学年の課程を修了した者には、全課程を修了した者と認定し、校長は卒業証書を授与する。

## 第23条

評価に関する規定は別に定める。

## 第24条

校長は児童・生徒が退学する場合は、退学に必要な書類を発行する。

## 第7章 入学金と授業料等

### 第25条

入学を希望する者は、運営委員会の定めるところにより入学金及び授業料、その他の費用を納入しなければならない。

### 第26条

入学を希望する子女を有する企業は、別途日本人学校教育協会の定めるところの入会金及び企業会費、その他の費用を納入しなければならない。

## 第8章 賞罰

### 第27条

校長は努力・善行が認められる児童・生徒を表彰することが出来る。

### 第28条

校長は児童生徒が本校の規則または学校教育の主旨に反する行為があったときは懲戒することがある。

## 第9章 その他

### 第29条

学校は学校の管理下以外の事故については責任を負わない。

### 第30条

学校の管理下の事故に備えて、学校は児童・生徒及び教職員について傷害保険に加入する。

### 第31条

この規則に定められていない事項については、必要に応じて委員会で審議する。

### 第32条

この規則は、委員会の議決を経て改正することが出来る。

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

この規則（第1章第2条）を、平成15年5月1日に一部改正する。

この規則（第3章第13条）を、平成16年4月1日に一部改正する。

この規則（第4章第14条）を、平成21年4月1日に一部改正する。

この規則（第4章第16条を加え、以下条号を変更）を、平成22年9月1日に一部改正する

この規則（第7章第26条を加え、以下条号を変更）を、平成27年3月3日に一部改正する

## ローマ日本人学校運営委員会規則

### 第一章 名称、所在地、目的

#### (名称)

第1条 本会は、ローマ日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」）と称する。

#### (所在地)

第2条 運営委員会は、ローマ日本人学校（Via Della Casetta Mattei 104 00148 Roma Italia）内に置く。

#### (目的)

第3条 運営委員会は、ローマ日本人学校教育協会(A G I S)学校教育運営理事会の下部組織として、同理事会規則第3条に基づき、ローマ日本人学校の運営を行う。

### 第二章 委員会の構成・職務、委員の職務、報告義務

#### (委員会の構成)

第4条 運営委員会は、日本人会理事会が選出する委員（委員長、副委員長(会計委員務)、事務長、大使館領事、校長、教頭、児童・生徒保護者会長）をもって構成する。

#### (運営委員会の職務)

第5条 運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 学校教育運営の基本方針の策定及び校長が提案する学校の教育内容に関する事項の承認。
- (2) 入学金・授業料等の決定。
- (3) 現地採用職員の任免及び処遇の承認。
- (4) 会則、会計規則、その他学校教育運営に必要な内部規則の審議・承認。
- (5) 財産の管理及び処分の決定。
- (6) 事業計画、事業報告、予算及び決算の審議・承認。
- (7) その他教育運営に関する必要事項。

#### (委員の職務)

第6条 委員の職務を次のとおり定める。

- (1) 委員長は、本委員会を代表し、総括管理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、会計委員を兼務し、委員長不在の時、その職務を代行する。
- (3) 会計委員は、会計を総括管理する。

#### (報告義務)

第7条 前条の項目について運営委員会は、日本人会理事会に報告し、必要に応じて承認を得る。

### 第三章 開催、議決、任期

#### (開催及び議決)

## 第8条

- (1) 運営委員会は、原則として毎月第4火曜日に開催する。但し必要がある場合、委員長は、随時召集できる。
- (2) 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 議決は、出席委員の過半数の賛成を要する。可否同数の場合は、委員長が決する。
- (4) 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聴取する。

(委員の任期)

## 第9条

- (1) 委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第四章 会計責任、会計年度

(責任)

第10条 運営委員会は、学校運営上の会計について責任を有する。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第五章 監査役

第12条

- (1) 日本人会理事会は、監査役を選任する。
- (2) 監査役は、学校運営並びに会計の監査を行い、日本人会の承認を得る。

## 第六章 改正

(会則の改正)

第13条 会則の改正は、運営委員会の議決により行い、日本人会理事会の承認を得る。

この会則は、2005年1月1日より施行する。

## 日本人学校教育協会 (AGIS) 学校教育運営理事会規則

### 第一章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、日本人学校教育協会 (AGIS) 学校教育運営理事会 (以下理事会という) と称する。

#### (所在地)

第2条 理事会は、ローマ市 カセッタ・マッテイ通り 104番地 ローマ日本人学校内に置く。  
(SCUOLA GIAPPONESE DI ROMA)  
(VIA DELLA CASSETTA MATTEI 104、00148 ROMA ITALIA)

#### (目的)

第3条 理事会は、学校教育本来の目的を遂行するのに必要な諸条件を整備・確立しつつ、下部組織であるローマ日本人学校 (以下日本人学校)、ローマ日本語補習授業校 (以下補習授業校) (以下両校を指す場合2校) 及びローマ日本人幼稚園 (以下幼稚園) を円滑に運営することを目的とする。

各々の運営については、2校及び幼稚園の各運営委員会がこれを行う。

### 第二章 理事会

#### (理事会の構成)

第4条 理事会は、日本人会会員より又は職責より選出される理事をもって構成する。当面、理事会の構成は11名とし、役職としては、理事長、副理事長2名、会計理事1名を置く。但し、理事、役職の増減は、必要に応じて理事会が決定する。

11名の理事は、AGIS会長、日本人学校運営委員長、同副委員長、補習授業校運営委員長、幼稚園運営委員長、大使館領事、日本人学校校長、補習授業校校長、日本人学校保護者会長、同教頭、同事務長、同会計士とする。

理事長には、日本人学校運営委員長が、2名の副理事長には、補習授業校運営委員長及び幼稚園運営委員長がなる。会計理事には、日本時学校運営副委員長がなる。

#### (理事の職務)

第5条 理事の職務は、次のとおり定める。

- (1) 理事長は、理事会を代表し、総括管理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時その職務を代行する。
- (3) 会計理事は、理事会の会計を行う。

#### (理事会の職務)

第6条 理事会は次の事項を行う。

- (1) 各運営委員会が提案する基本方針及び2校の校長及び幼稚園運営委員長が提案する学校及び幼稚園の教育内容に関する事項の承認。
- (2) 2校及び幼稚園の入学金・授業料等の承認。

- (3) 理事会会則、同会計規則、その他必要な内部規則の作成。
- (4) 2校及び幼稚園の事業計画、事業報告、予算及び決算の承認。
- (5) その他理事会に関する必要事項。

(報告義務)

第7条 前条の項目について、日本人会理事会に報告し必要に応じて承認を得る。

(開催及び議決)

第8条

- (1) 理事会は、原則として毎学期最終月に開催する。また、AGIS定例又は臨時総会が開かれる月は、その事前に臨時に開催する。但し、必要がある場合、理事長は随時召集できる。
- (2) 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 議決は、出席理事の過半数の賛成を要する。可否同数の場合は、理事長が決する。
- (4) 理事会は、必要に応じ理事以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(理事の任期)

第9条

- (1) 理事の任期は、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- (2) 欠員により新たに就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第三章 会計

(責任)

第10条 理事は、理事会の会計について責任を有する。

(会計年度)

第11条 理事会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 監査役

第12条

- (1) 監査役は、2名で構成する。任期は1年と再任を妨げない。監査役は、理事会理事以外から日本人会理事会が選任する。監査役の任期は1年とし再任を妨げない。
- (2) 監査役は理事会運営並びに会計の監査を行い、日本人会理事会の承認を得る。

第五章 会則の改正

第13条 会則の改正は、理事会の議決により行い、日本人会理事会の承認を得る。

この会則は、2005年1月1日より施行する

日本人学校 保護者の皆様  
補習校 保護者の皆様  
幼稚園 保護者の皆様

2017年7月21日  
AGIS 会長 中田 広

## AGIS(日本人学校教育協会)について

### AGIS 設立について

AGIS(Associazione Giapponese per L'Istruzione Scolastica)とは、1987年、ローマ日本人学校を立ち上げる目的でローマ日本人会が、イタリア民法上の任意団体として設立・登記をした組織です。イタリアの認可を求めた大きな目的は、AGISが非営利団体として税制優遇措置を得ること、独立して認可を得るのが困難である補習授業校と幼稚園をAGISの傘下において、それぞれが独立して運営できるようにすることでありました。

AGISは、会員の会費で運営される組織となっているため、日本人学校、補習授業校、幼稚園の保護者の皆様は、「AGIS会員」という立場で「AGIS会費」という名目で授業料等を納めていただくこととなります。

### AGIS 会員について

イタリアの非営利団体として認められた以上は、AGISの活動はイタリア国の法規に従うこととなります。AGISは、主としてイタリア民法に基づいて作成した定款によって運営されています。

定款は名目的なものが多いですが、定款に基づき保護者の皆様をお願いしなければならないことは、「AGIS会員」となっていただくこと、「AGIS会費」の名目で授業料、入学金、寄付金等を納めていただくこと、そして年1回開かれる最高決定機関であるAGIS総会(場合によっては臨時総会)に出席し、役員を選出及び日本人学校、補習授業校、幼稚園の前年度決算、当年度予算の審議と承認に参加していただくことの三点となります。

### AGIS 企業会員制度

現在の校舎に移転を行った2004年から日本人学校の収入安定化のため、AGIS会員に「企業会員」というカテゴリーを設け、会員企業から会費(協賛金)を頂くことを制度化しています。日本人会に所属する企業の殆どにAGISの企業会員への所属をお願いしています。

### AGIS と日本人会

前述の通り、AGISはローマ日本人会がその設置者となります。よって、AGIS傘下の二校一園に児童を通わせる場合には、まずは日本人会に入会・所属していただく必要があります。

### AGIS 傘下の二校一園の運営について

AGISは個人及び企業会員からの会費(授業料、入学金、企業協賛金)に加え、日本国政府からの援助(校舎借料補助、現地採用教員給与補助)、日本人会からの補助金(寄付)、そしてAGIS主催のバザー収益をその運営資金としています。

以上

## AGIS(日本人学校教育協会)についての補足説明と学校運営委員会について

### AGIS(日本人学校教育協会)とは？

別紙「AGIS(日本人学校教育協会)について」にて触れております通り、外国人である我々日本人がイタリア国内において独自に

- ・ ローマ日本人学校(通称「全日校」)
- ・ ローマ日本語補習授業校(通称「補習校」)
- ・ ローマ日本人幼稚園

を運営する目的で設立された組織であり、非営利団体としてイタリア国からの認可も得ています。これらの二校一園はそれぞれに「運営委員会」(詳細は後述)があり、独自に経営と運営を行っています。二校一園はそれぞれが独立した教育機関であり、独自で行う行事はそれぞれの名のもとで実施しておりますが、合同で開催する下記の①と②の行事については AGIS の名のもとで実施しています。

#### ① 運動会

イタリアの学校には存在しない日本特有の学校行事です。二校一園がそれぞれ独自に実施するには規模の面で寂しいものにならざるを得ません。幼少の頃から継続して体育の授業がある日本とは異なり、イタリアの現地校に通い土曜日にのみ補習校にて日本語を学ぶ児童・生徒達はこういった行事には不慣れですが、全日校のみならず補習校の生徒も皆とても運動会を楽しみにしており、少ない練習時間ながら全力で取り組んでいます。このような文化を継続して行くべく二校一園で取り組んでおり、かつ、日本の様に保護者も参加していただき、それなりの規模で実施出来るよう合同で開催しています。

#### ② バザー

運動会とは趣旨が異なり、二校一園の経営を支える財源確保を主目的として実施をしています。特に日本人学校と幼稚園は生徒・園児数が少なく、更に年々減少する傾向にあります。生徒・園児数の減少は「授業料収入」や「企業からの寄付金」といった学校経営の原資となる収入の減少を伴います。また、近年は予算策定段階より赤字予算を組まねばならない経営状況となっておりますが、この赤字の補填は内部留保(過去の経営において黒字であったものの貯え、つまり先人達が残してくれたお金)で賄っている状況です。この内部留保も赤字経営が続けば枯渇し、やがては学校が経営していけない状況に陥ることとなり、その場合には廃校ということにならんとも限らないのが実情です。この様な経営環境下で、学校経営を安定して継続させるためには収入を増やす必要が不可避です。

増収策を収入の最も大きな要素である授業料・保育料の値上げに頼ってしまった場合、更なる生徒数の減少を招き、収入が減少してしまうリスクもあります。授業料・保育料の見直しは随時行うものの、これ以外の増収に活路を見出す必要があります。

その手段として当地においては過去より二校一園合同でバザーを開催し、そこでの売上を学校の運営費用に充当し、大変重要な収入要素となっております。なお、バザーは、日頃は日本人学校、日本人社会とは関係を持たないイタリア人に対してもその門戸を開き、外部からの収入を得る貴重な機会としていますが、同時に日本文化の紹介や文化交流の一助となっており、今では学校周辺以外のイタリア人との交流も拡大しており、



これが副次的目的となっています。

学校運営の一助となる売上を得るためには、相応の規模のバザーを開催する必要があります。また、その運営実施は数も限定されている学校関係者(先生、運営委員会)のみでは力不足であり、どうしても保護者の協力が不可欠と捉えております。開催準備や当日の作業など、保護者の皆様に多大なご負担をかけしてしまうことは、学校側としても大変心苦しいことではありますが、学校経営を安定且つ継続して運営していくためには必要な行事でありますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### **学校運営委員会とは？**

在外教育施設の設置者(ローマにおいてはローマ日本人会)が、その設置する施設(ローマ日本人学校)の適性な管理、運営を行うために置く組織です。日本の組織に置き換えますと各市町村にある教育委員会の機能、そして私立の学校における理事会の機能を有するものとお考え下さい。

学校運営委員会のその職務内容としては、

- ・ 学校の組織運営に関する諸規定の制定及び改廃に関する事項
- ・ 校務方針及び校務報告の承認に関する事項
- ・ 現地採用教職員の任免及び給与に関する事項
- ・ 予算及び決算に関する事項
- ・ 基金、寄付金、借入金並びに入学金、授業料など学校納付金に関する事項
- ・ 重要な財産の取得、管理及び処分に関する事項
- ・ その他学校運営に関する重要事項

といったもの、つまり学校経営・運営の全般とお考え下さい。

学校運営委員会は日本人会からの代表者、在外教育施設の長、在外公館職員、保護者の代表者などから構成されます。ローマ日本人学校の場合は、

- ・ 学校運営委員長(ローマ日本人会理事)
- ・ 学校運営副委員長(ローマ日本人会理事)
- ・ 在外公館職員(在イタリア日本国大使館総領事)
- ・ 保護者の代表(ローマ日本人学校保護者会長)
- ・ 在外教育施設の長(ローマ日本人学校校長)
- ・ ローマ日本人学校教頭
- ・ ローマ日本人学校事務長

によって構成されています。

学校運営委員会については、毎月一回(夏季休暇期間を除く、通常毎月第二火曜日)委員会を実施し、懸案事項の審議や定期報告等を行っており、そこでの協議内容等については学校運営委員長及び運営副委員長を通じて毎月一回実施されているローマ日本人会常任理事会及び理事会において報告がされています。この活動報告は後日、ローマ日本人会会報、ローマ日本人会総会等でも発表されています。

尚、現地採用である日本人学校事務長以外は全てが日本からの派遣員、派遣公館員、派遣教職員にて構成されており、その任期については通常はその派遣期間と同じであり、帰任を以って後任との交代が行われているのが実情です。(保護者会長については通常一年交代のため年度毎に交代しています。)

以上